

第1章 総論

第1節 総説

1 排水設備工事基準の目的

排水設備は、公共下水道に接続されるものであるから、この排水設備の良否によって、公共下水道に種々の影響を与える。つまり、公共下水道が、いかに巨額の費用を投じ、近代的技術をもって整備されたとしても、これに適応した排水設備がともなわなければ、下水道の目的効用を完全に果たすことができない。

この基準は、排水設備工事の設計及び施工の基準を定め、排水設備工事計画の確認及びしゅん工検査について指針を与えるとともに、排水設備工事の適正な施工をはかることを目的とする。

2 下水道の役割と目的

下水道の主要な役割と目的には、次の3つがある。

- (1) 生活環境の改善
- (2) 浸水の防除
- (3) 公共用水域の水質保全

3 公共下水道と排水設備

公共下水道へ遅滞なく下水を排除するために設けられる排水設備が完備されなければ、下水道整備の目的が達成できないことになる。

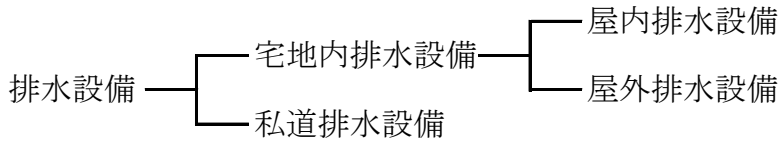
下水道法第10条に排水設備の設置が義務づけられている。また、排水設備は下水道法の規定のほか、建設基準法及びその関連法規に定めがあるように、居住環境を確保するために重要なものであり、この機能を確実に発揮させるためには、その構造、施工について十分に配慮し、また、的確な維持管理がなされなければならない。

4 排水設備の基本的要件

排水設備は、土地や建物等からの下水を公共下水道に支障なく、かつ衛生的に排除するものでなければならない。

5 排水設備の種類

排水設備の種類は、次のとおりである。



第2節 基本的事項

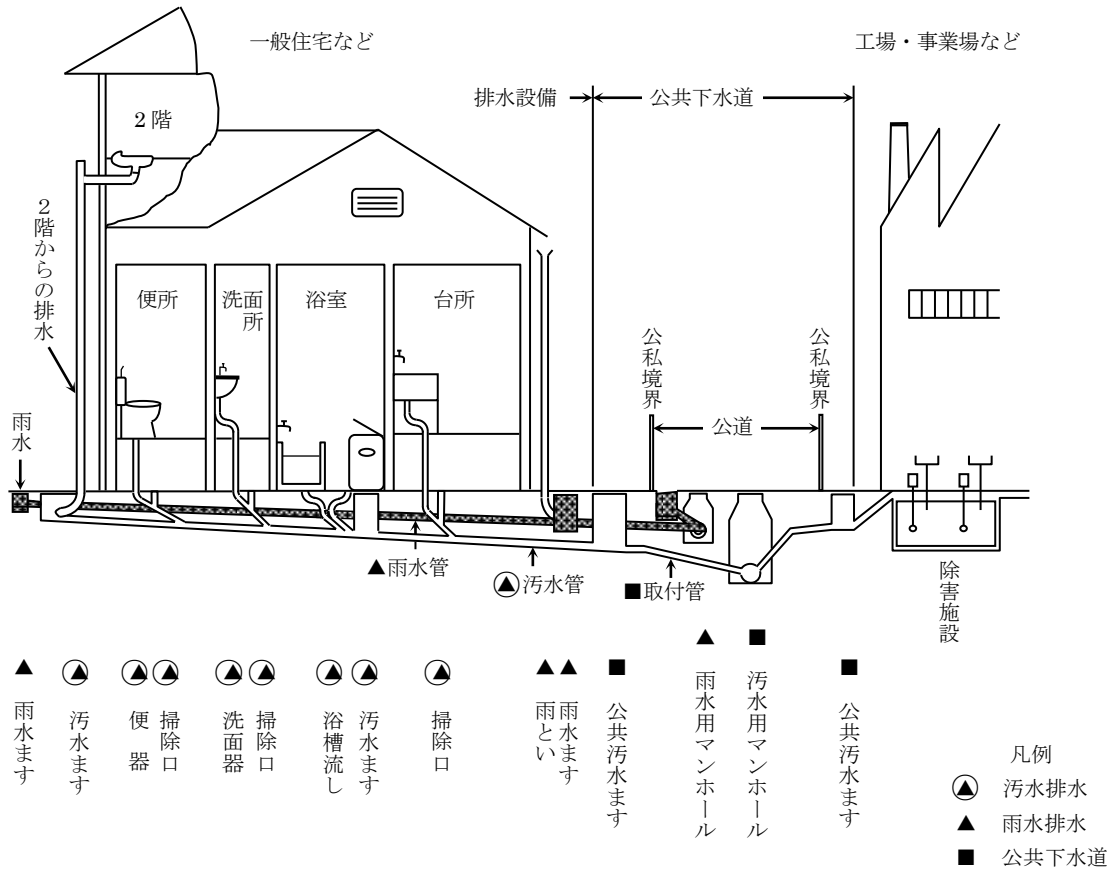
1 排水設備の構成

排水設備は、公共下水道に下水を流入させるために必要な排水管、排水渠、ます、マンホール及びこれらの付属用具をもって構成する。

ただし、水洗便所を設置するときは、便器、洗浄用タンク、手洗器具等及びこれらの付属用具を含むものとする。

図1-1に排水設備の一例を示す。

図1-1 排水設備の標準例（分流式）



2 下水の種類

下水を汚水と雨水に区分すると、次のとおりになる。

(1) 汚 水

- ア 水洗便所からの排水
- イ 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水
- ウ 屋外洗場などからの排水（周囲からの雨水の混入がないもの。）
- エ 冷却水
- オ プール排水
- カ 地下構造物からの湧水
- キ 工場、事業場の生産活動により生じた排水
- ク その他雨水以外の排水

上記汚水のうち、雨水と同程度以上に清浄なものについては、公共下水道管理者等との協議により雨水と同様の取り扱いをする場合がある。

(2) 雨 水

- ア 雨 水
- イ 地下水（地表に流れ出てくる湧水）
- ウ 雪どけ水
- エ その他の自然水

3 排除方式

下水の排除方式には分流式と合流式がある。京田辺市では分流式を採用しており、汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の汚水管きょへ、雨水は雨水管きょ又は水路等の雨水排除施設へ排水する。

4 排水設備設置義務の免除

工業用その他の間接冷却水及びプール水として使用する下水については、排水施設設置義務の免除に関する要綱第3条の要件を満たせば、免除の対象となる。

5 排水設備の関係法令等

排水設備の設置にあたっては、公共下水道の機能を阻害しないよう、排水設備の配置、規模、構造、能力、施工、維持管理等全般にわたって下水道法、建築基準法、その他関係法令、条例及び基準等を遵守する必要がある。主な関係法令としては次

のものがある。

(1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

第10条 排水設備の設置等

第11条の3 水洗便所への改造義務等

第12条、12条の10 除害施設の設置等

第12条の2 特定事業場からの下水の排水の制限

第13条 排水設備等の検査

(2) 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）

第 8 条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準

(3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

第19条 敷地の衛生御及び安全

(4) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）

第129条の2 給水、排水その他の配管設備の設置及び構造

(5) 給排水設備技術基準（昭和 57 年建設省告示第 1674 号）

建築基準法施行令第 129 条の 2 の第 2 項第 6 号及び第 3 項第 5 号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準。

(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令

(8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(10) 条例

第 4 条 排水設備の設置義務

第 6 条 排水設備の接続方法、内径等

第 7 条 排水設備の計画の確認

第 8 条 排水設備の工事の実施

第 9 条 排水設備の工事の検査

第15条 し尿の排除の制限

第18条の2 手数料

(11) 施行規則

- 第3条 排水設備の固着方法
- 第4条 排水設備の構造の技術上の基準
- 第5条 付属装置
- 第6条 排水設備の計画の確認
- 第7条 排水設備工事完了届
- 第8条 既設の排水設備の検査
- 第9条 検査済証

(12) 排水設備設置義務の免除に関する要綱

(13) 排水設備指定工事業者規則

これらの関係法令については、参考資料4 関係法令等抜粋参照

6 設計及び施工

排水設備は私有地内の下水を公共下水道に排除させるもので、その規模も、公共下水道に比べると小さいが、その目的、使命などは公共下水道となんら変わるところはない。公共下水道が近代的な技術を駆使して整備されても、これに適応した排水設備が整わなければ、下水道としての目的、効用を果たす事は不可能である。

排水設備の設計及び施工に当たっては、法令、条例及び規則等を遵守し、排水設備が、その機能を完全に発揮できるよう、かつ公共下水道の機能を妨げないように留意しなければならない。

設計及び施工に当たっては、次の事項を考慮すること。

- (1) 設計に際しては、**関係法令等に定められている技術上の基準**に従い、施工、維持管理及び経済性に十分留意し、適切な排水設備を備えた設備にすること。
- (2) 施工に際しては、現場の状況を十分に把握し、設計図書に従って適切に施工すること。

7 材料と器具

材料及び器具は、次の事項を考慮して選定すること。

- (1) 長期の使用に耐えるもの。

一般に排水設備は半永久的に使用することから、材料及び器具は、水質、水圧、水温、外気温、その他に対し材質が変化せず、かつ強度が十分にあって、長期の使用